令和８年度　虐待防止研修会

こどもの権利を守る教育・保育のために
～保育所や幼稚園等における虐待防止と発生時の対応～



高知県教育委員会事務局幼保支援課

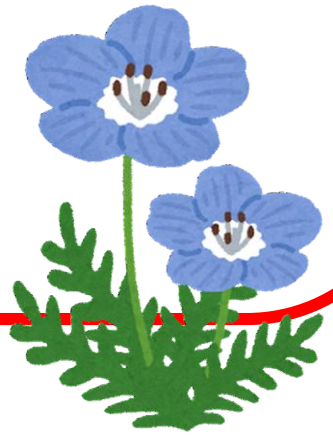
アンケートはこちらから

①ガイドライン改訂のポイント

１　通報義務が法律上明確になった

２　虐待の判断プロセスが具体化された

３　園だけでなく、自治体の対応も明確化された



①ガイドライン改訂のポイント

こどもまんなか
こども家庭庁

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：**令和７年10月１日**

①制度の現状・背景

○　保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要**がある。

○　児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要**がある。

（※）なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和５年５月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

○　**保育所等の職員による虐待について**、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、**下記の規定を設ける。**

・虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
・都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
・都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
・都道府県による虐待の状況等の公表
・国による調査研究　等

○　**もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う**以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

②虐待とは何か

3．保育所等における虐待について

（1）虐待について

○　保育所等における虐待とは、職員がこどもに行う次の行為をいう。（改正児童福祉法第 33 条の 10 第 1 項）

① 身体的虐待：保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。

② 性的虐待　：保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所等に通うこどもをしてわいせつな行為をさせること。

③ ネグレクト：保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。[1]

④ 心理的虐待：保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

②虐待とは何か

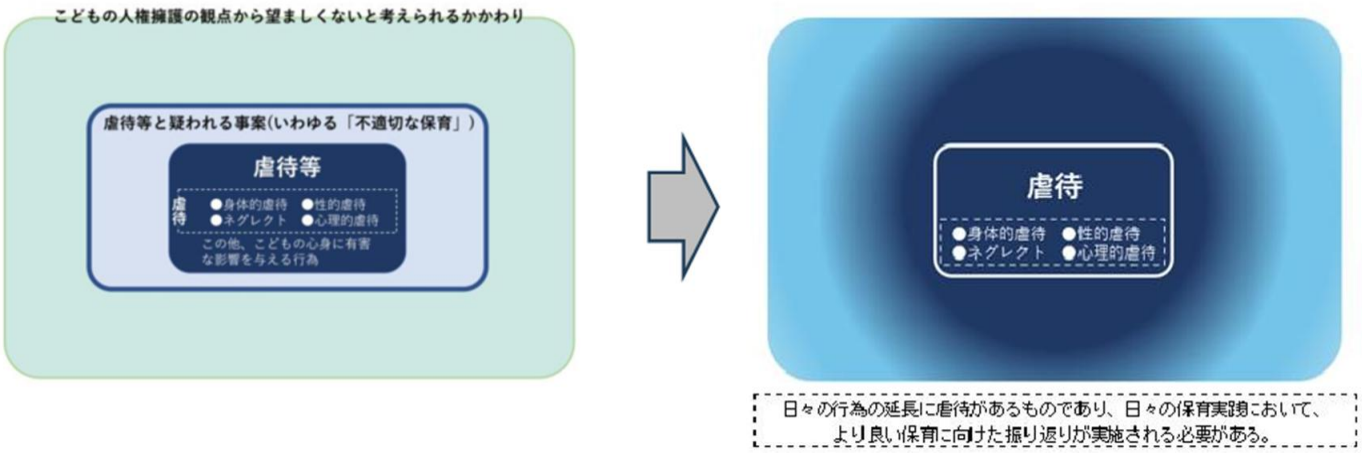
行為類型	具体例
身体的虐待	・ 首を絞める、殴る、蹴る、叩く、投げ落とす、激しく揺さぶる、熱湯をかける、布団蒸しにする、溺れさせる、逆さ吊りにする、異物を飲ませる、ご飯を押し込む、食事を与えない、戸外に閉め出す、縄などにより身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為及び意図的にこどもを病気にさせる行為 ・ 打撲傷、あざ（内出血）、骨折、頭蓋内出血などの頭部外傷、内臓損傷、刺傷など外見的に明らかな傷害を生じさせる行為 など
性的虐待	・ 下着のままで放置する ・ 必要の無い場面で裸や下着の状態にする ・ こどもの性器を触るまたはこどもに性器を触らせる性的行為（教唆を含む） ・ 性器を見せる ・ 本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する。性的な話を強要する（無理やり聞かせる、無理やり話させる） ・ こどもへの性交、性的暴行、性的行為の強要・教唆を行う ・ ポルノグラフィーの被写体などを強要する又はポルノグラフィーを見せる ・わいせつな目的で裸や下着の状態を撮影する など

行為類型	具体例
ネグレクト	・ こどもの健康・安全への配慮を怠っているなど。例えば、体調を崩しているこどもに必要な看護等を行わない、こどもを故意に車の中に放置する ・ こどもにとって必要な情緒的欲求に応えていない（愛情遮断など） ・ おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする ・ 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する ・ 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションをとらず保育を行う ・ 適切な食事を与えない ・ 別室などに閉じ込める、部屋の外に締め出す ・ 虐待等を行う他の保育士・保育教諭などの第三者、他のこどもによる身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する ・ 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状況を放置する ・ その他職務上の義務を著しく怠る など
心理的虐待	・ ことばや態度による脅かし、脅迫を行うなど ・ 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする ・ こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりするなど ・ こどもの心を傷つけることを繰り返し言うなど（例えば、日常的にからかう、「バカ」「あほ」など侮蔑的なことを言う、こどもの失敗を執拗に責めるなど） ・ こどもの自尊心を傷つけるような言動を行うなど（例えば、食べこぼしなどを嘲笑する、「どうしてこんなことができないの」などと言う、こどもの大切にしているものを乱暴に扱う、壊す、捨てるなど） ・ 他のこどもと接触させないなどの孤立的な扱いを行う ・ 感情のままに、大声で指示したり、叱責したりする など

②虐待とは何か

概念の再整理：「不適切な保育」について

- **従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え**、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。
- 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその１つ１つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る、すなわち、**日々の行為の延長に虐待があると解すべき**。
- また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の４つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、**ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理**。
- この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。



②虐待とは何か

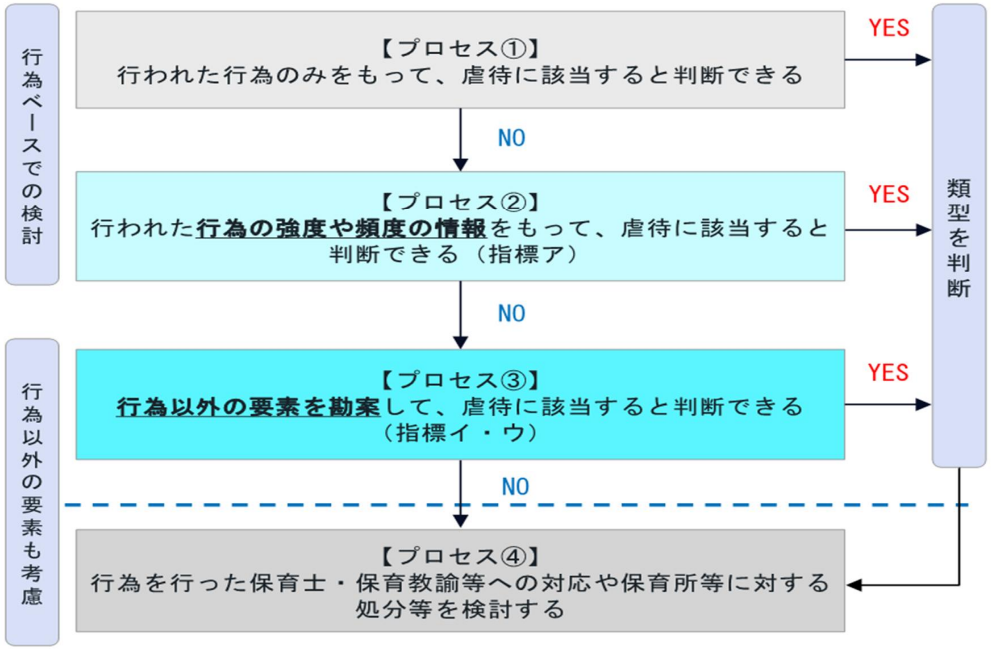
こどもまんなか
こども家庭庁 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要④）

虐待の判断

- ◆ 虐待に該当する事案が発生した場合には、下記のプロセスに従って判断を行う。
- ◆ 虐待の判断については、まずはこどもに対して行われた行為が、ガイドラインに示す虐待に該当するかどうかを検討する。その後、その行為だけでは判断できない場合には、主として「ア　行為の強度・頻度」「イ　保育士・保育教諭等の意図」「ウ　こどもの状況・こどもへの影響」を勘案し、虐待に該当するのかを判断する。

※　まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討するものであるため、「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」といった身体的虐待の一部などについては上記の指標を勘案する以前に虐待と判断されるものであると考えられる。

虐待に係る判断プロセス



※行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

判断の指標・具体例

♦行為だけでは判断できない場合には、主として、以下を勘案し、虐待に該当するかどうかを判断。

ア 行為の強度・頻度
イ 保育士・保育教諭等の意図
ウ こどもの状況・こどもへの影響

②虐待とは何か

3歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、苦手を克服させる意図で、繰り返し食べるよう促していた。しかし、こどもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもを大声で注意し、こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々ながらそれを食べた。その後も、保育士はそのこどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為を毎日のように繰り返した。しばらくして、保護者から、「給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった。」と相談があった。

③園に求められること

虐待防止は「一人の職員の問題」ではない

- 誰かが気が付いていなかったか
- 気付いていたけれど言えなかったのではないか
- 管理職に相談できなかったのではないか
- 「あの先生は厳しい先生だから」と
 済ませていなかったか
- 園として相談を受け入れる仕組みがあったか
- 職員同士で保育を振り返る機会があったか

③園に求められること

①「これくらい普通」を疑う
②「子どもを従わせる保育」に
なっていないか
③気になる行為を見過ごさない
④園長・主任が相談を受け止める
⑤園内で抱え込まない

④自治体に求められること

自治体の役割は「監視」だけではない

・未然防止に向けた相談・支援
・よりよい保育に向けた助言
・通報の受理
・事実確認
・虐待の判断
・対応方針の決定
・指導等
・フォローアップ

④自治体に求められること

こどもまんなか
こども家庭庁 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要②－１）

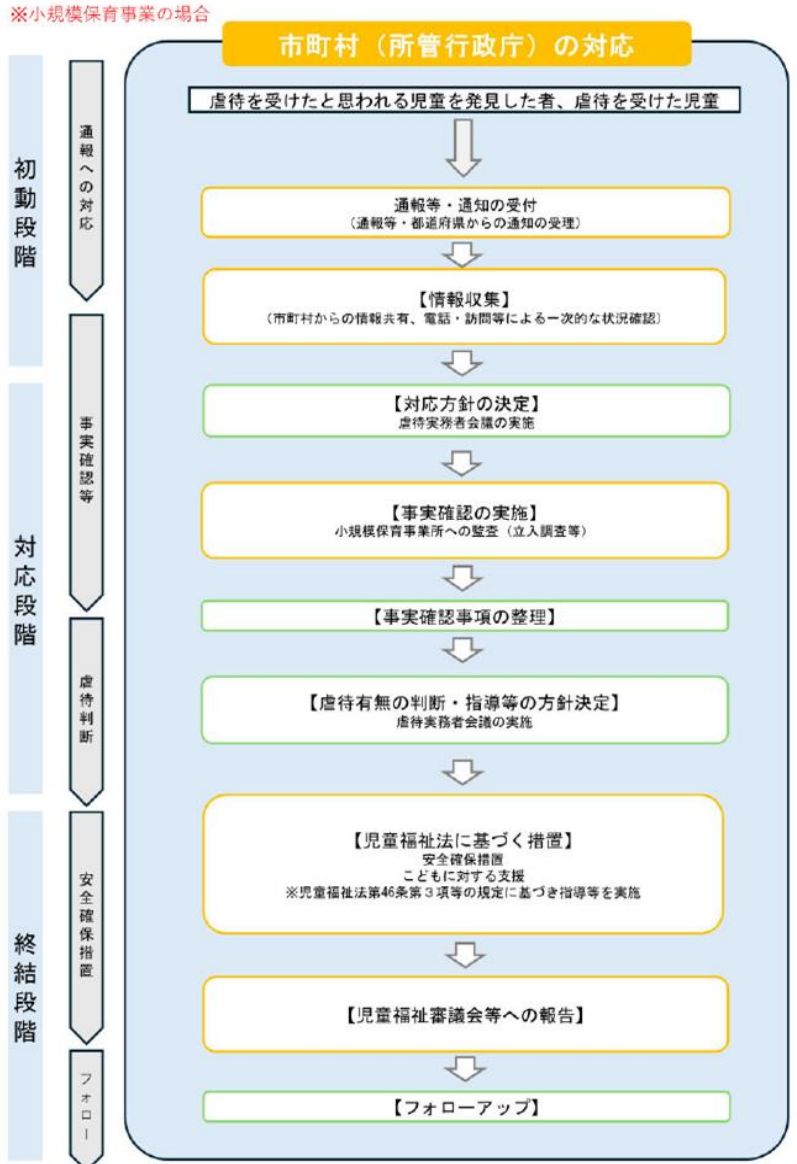
対応フロー

◆ 虐待の通報がされた場合、所管行政庁は、
①情報収集・事実確認
②虐待有無の判断・指導等の方針決定
③安全確保措置の実施・こどもに対する支援
④児童福祉審議会等への報告
等について、実施する必要があることを記載。

◆ 具体的なフローの例として、小規模保育事業（市町村が所管行政庁の場合）を右に掲載しているため、参考にすること。

※保育所のように、都道府県が所管行政庁となる一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している場合については、次ページを参照すること。

※小規模保育事業の場合



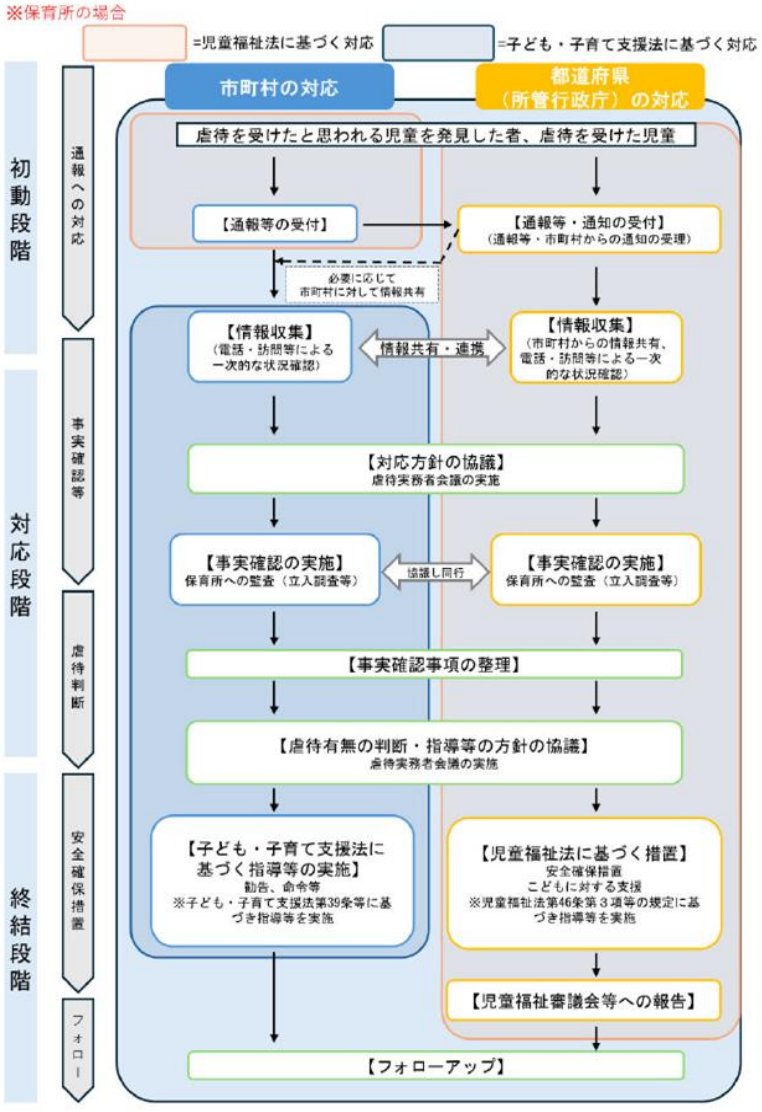
④自治体に求められること

こども家庭庁 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要②－２）

都道府県・市町村の連携

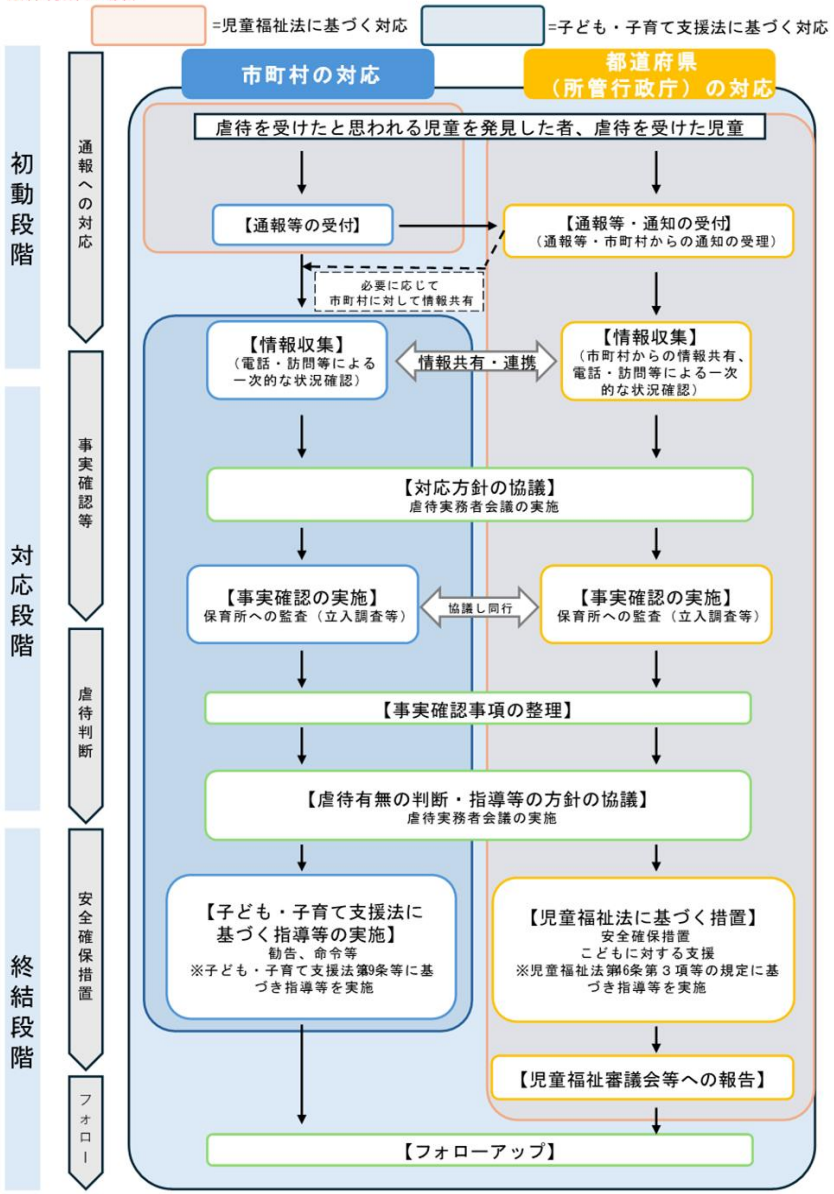
- ◆ たとえば、保育所については、都道府県が所管行政庁として虐待が発生した場合の必要な措置を講じる必要があるが、一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している。
- ◆ 都道府県と市町村が連携して虐待への対応を行う観点から、ガイドライン上、以下のような連携体制の整備のポイントを記載。

	都道府県・市町村の役割分担・連携体制の例	体制整備のポイント
	【事実確認の準備と実施】のフェーズ	
1	通報を受けた都道府県・市町村は、通報内容を整理した上で、双方の担当部署へと一報する。	あらかじめ通報があった場合の双方の担当部署への連絡ルートを確認する。
2	通報内容を踏まえ、所管行政庁である都道府県は事実確認に向けた準備を行う。その間、保育の実施主体である市町村が、通報のあった保育所への電話・訪問等を行い、一次的な状況確認等による情報収集を行う。	あらかじめ通報内容に応じた対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
3	市町村は情報収集の結果を都道府県に伝え、都道府県は市町村と協議の上、事実確認の対応方針を決定する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。
4	都道府県が立入調査を行う場合には、市町村の担当部局も同行し、連携しながら事実確認等を実施する。	あらかじめ立入調査を行う場合の対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
	【虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定】のフェーズ	
1	事実確認を踏まえ、都道府県と市町村との間でそれぞれが保有する情報を共有し、虐待に該当するかどうかの協議を行う。	あらかじめガイドラインを踏まえ、虐待の判断プロセス等について、認識のすり合わせを行う。
2	都道府県において最終的な虐待の判断を行い、指導等の方針と併せて市町村に通知する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。市町村においては、あらかじめ都道府県の指導等を踏まえた対応方針を定めておく。
3	指導等の後については、日頃のフォローアップは市町村が行いつつ、都道府県は改善勧告等に基づく改善状況の確認等を行う。	あらかじめ、日頃から保育所と緊密に連携する立場にある市町村と都道府県とで、フォローアップの内容について方針を決める。



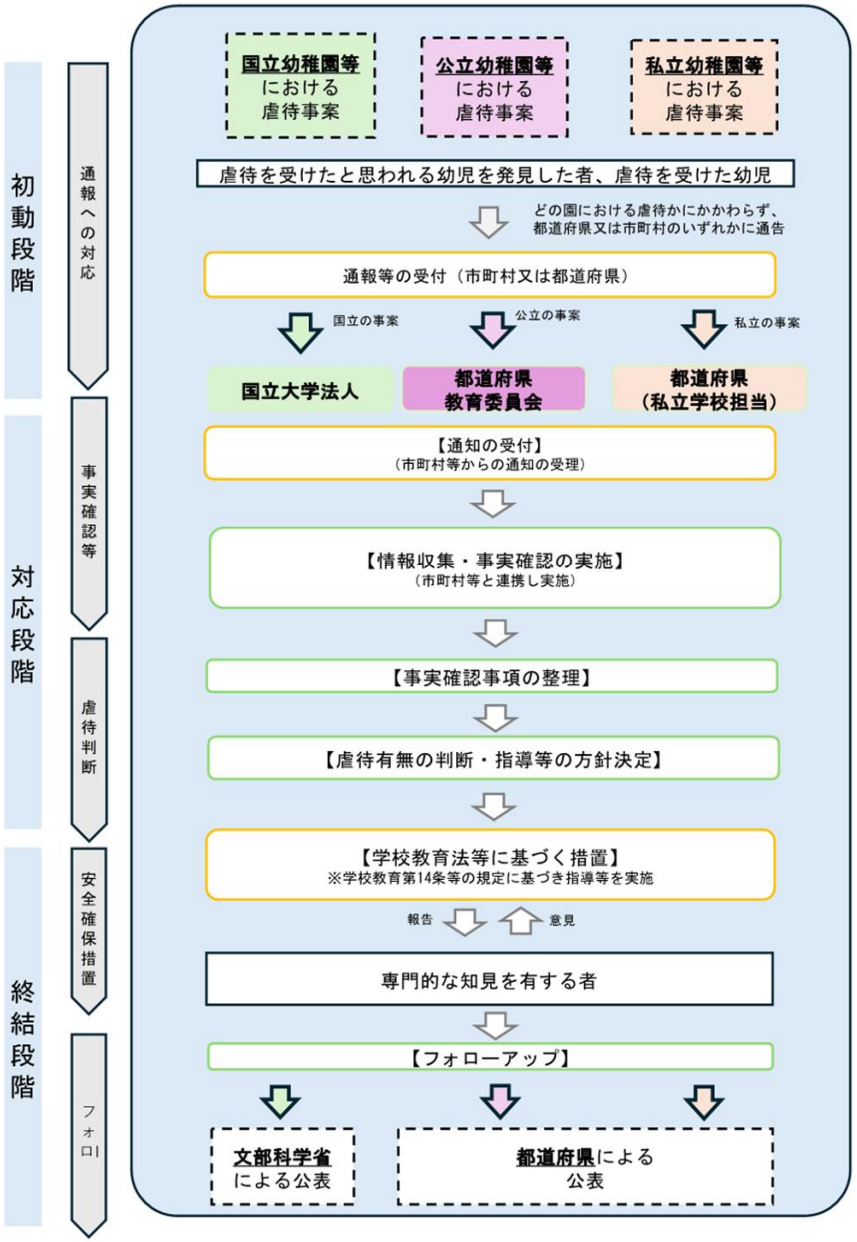
■虐待対応の全体像（例：保育所の場合）

※保育所の場合



■虐待対応の全体像（例：幼稚園の場合）

※幼稚園等の場合



⑤園と自治体が共有したい「５つの意識」

1　子どもの立場で考える

2　小さな違和感を大切にする

3　相談をためらわない

4　園だけで抱え込まない

5　自治体も「相談される存在」になる

⑥質の高い教育・保育のために

保育を見合っての園内研修や下記の冊子等を活用し、
日頃から保育実践の振り返りを行うこと、特に、
人権的な観点で関わりを振り返る機会をもつことが、
虐待や不適切な保育の未然防止につながります。







⑦質疑応答

